

## 第4章 核兵器をめぐる歴史の概観

——マンハッタン計画からウクライナ戦争まで（講演録）

山田 康博

連続市民講座「広島からウクライナ戦争を考える」の第一回講義は、原子爆弾の開発を目指した「マンハッタン計画」から現在に至るまでの核兵器をめぐる歴史を振り返ります。そうすることを通じて、二〇二二年にウクライナ戦争を開始した国の指導者が、核兵器を使用する可能性を表明したことの歴史的な意味を考える手がかりを探るためです。

核兵器をめぐる歴史を、冷戦期と冷戦が終わった後という二つの時期に分けるのとは違って、私はそれを三つの時期に分けてお話しすることにします。最初の第一期は一九三八年から四五年八月までです。一九三八年に原子核が分裂するという現象が初めて確認され、

一九四五年八月に、日本の広島と長崎に対してアメリカ合衆国（以下ではアメリカと記す）軍が原爆を使用するまでです。それに続く第二期は、その原爆の使用があつた一九四五年八月から七〇年までです。一九七〇年は核兵器不拡散条約（NPT）が発効した年であるだけではなく、ちょうどその頃に、核兵器を大量に保有していた大国の間に新しい関係ができあがつた年でもありました。そして最後の第三期は一九七〇年から現在まで続いている時期です。冷戦が終わつた後にも続いていることが多く見られますので、第三期を冷戦前と冷戦後で区切ることなく、ひとつながりの時期として扱います。

## 1 核兵器をめぐる歴史の第一期（一九三八年から四五年八月）

それでは、核兵器をめぐる歴史の第一期（一九三八年から四五年八月まで）についてお話しします。この講義で扱う核兵器をめぐる歴史は、ロンドンから始まります。それは、イギリスが第二次世界大戦中に原子爆弾の開発や日本に対するその使用に大きく関わっていたからです。ロンドンにある帝国戦争史博物館が広島に投下されたものと同じ型の原子爆弾を展示しているのは、イギリスの原子爆弾の開発や日本に対する使用への関わりを示唆しているかのようです。

一九世紀の終わりに放射線が発見されてから大きく発展した原子物理学の分野で、二〇世紀の前半に世界をリードする拠点の一つとなっていたのがイギリスでした。アーネスト・ラザフォードというニュージーランド生まれの科学者が、イギリスの大学で研究を進めた結果、放射性元素が崩壊するという現象がどのようなようにして起こるのかを一九〇三年に解明しました。その解明が意味したのは、原子核は不変ではなく、変化するというものでした。その研究に対して、ラザフォードはノーベル化学賞を贈られます。その後、一九二〇年代の初め頃にラザフォードは、原子核を構成する要素の一つである陽子を見つめます。ケンブリッジ大学でラザフォードの指導を受けた学生の一人がジェームズ・チャドウィックでした。チャドウィックは、原子核を構成するもう一つの要素である中性子を一九三二年に見つけて、その発見により一九三五年にノーベル物理学賞を受賞します。

一九三三年にドイツで政権を握ったナチスがユダヤ人に対する弾圧を始めると、弾圧を逃れてドイツから海外へ渡る科学者が出てきました。その科学者たちが向かった先の一つがイギリスでした。イギリスに渡った亡命科学者たちの中の一人がレオ・シラードという、ハンガリー生まれの物理学者でした。シラードはドイツでアルバート・アインシュタインの指導の下で博士号の学位を取った科学者です。一九三三年九月にロンドンに滞在してい

たシラードは、原子核の分裂が連鎖的に起こる可能性に思い至った最初の人となりました。日本人として初めてノーベル賞を受賞した物理学者の湯川秀樹が、一九四九年にノーベル賞を授与された研究の成果は、彼が一九三四年に発表した中間子についての論文でした。このように一九三〇年代に原子物理学の分野では、次々と新しい発見がされていきました。

### 原子核分裂の確認から原子爆弾の開発へ

理論的にはその可能性が予想されていた原子核の分裂が実際に起こったことを示していた実験を、オットー・ハーンとフリッツ・シュトラスマンいう二人の化学者が一九三八年一月にドイツで行ないました。しかし彼らには、その実験で得られた結果がいったいどういう現象であるのかを説明することができませんでした。そこでハーンは、彼の下で助手を長い間務め、その当時スウェーデンに亡命していた物理学者リーゼ・マイトナーに、その実験で得た結果を手紙で知らせて相談してみました。その手紙を受け取ったマイトナーは、やはり物理学者である甥のオットー・フリッツシュと一緒にその実験結果について検討して、それがウランの原子核分裂が起こったことを示しているということ、理論的に解明したのでした。それは素晴らしい理論的な分析でした。なお、ハーンはこの原子核分裂

の発見によって後にノーベル賞を受賞しますが、ハーンが観測した現象が原子核分裂であるということを経理的に解明したマイトナーは受賞しませんでした。

原子核分裂が実際に起こることをドイツの科学者たちが発見したことは、ドイツの科学者たちが原子核分裂を利用する爆弾である原子爆弾の開発を始めるのではないか、という懸念を起こすことになりました。一九三九年八月、ナチス・ドイツによる原爆の開発に警戒心を強めたシラードは（彼はその頃アメリカにいました）、アインシュタインに依頼してドイツが原爆開発を進めているかもしれないことをアメリカのローズヴェルト大統領に対して警告する書簡を書いて、それにアインシュタインに署名してもらいました。ローズヴェルト大統領がその書簡を目にしたのは、一九三九年九月にドイツがポーランドに侵攻してヨーロッパで第二次世界大戦が始まった一カ月後のことでした。

アメリカよりも先にイギリスが、原子爆弾を開発することが実際に可能かどうかの検討を始めました。その結果である「モード委員会報告書」が、一九四一年七月にイギリス政府に提出されました（Gowing 1964: 394-436）。

その報告書が報告したのは、次のような内容でした。その時戦われていた戦争（第二次世界大戦）が終わるまでにウランを爆発原料とする原子爆弾の開発が実現できるだろう、そし

てその原子爆弾の開発がその戦争の行方に決定的な影響を与えるであろう。このように、ただちに原子爆弾の開発に着手すればその時まさに戦われていた戦争が終わるまでに開発ができる、とイギリス政府に対して報告したのでした。

モード委員会の報告を受けた翌月の一九四一年八月に、当時イギリスの首相だったウィンストン・チャーチルは、イギリスが原子爆弾の開発に着手することを決定します。その時アメリカはまだ、原子爆弾が開発可能なかどうかを十分に検討していませんし、ましてや原爆を開発する決定をしていませんでした。イギリスはアメリカよりも先に、原爆を開発する決定を下したわけです。

イギリス政府はモード委員会の報告を受け取った後、一九四一年一〇月にその内容をアメリカ側に伝えます。それを聞いたアメリカ政府は、独自に原子爆弾の開発が理論的に、そして現実的に可能なかどうかを検討していくこととなります。その検討作業を半年以上続けた後、一九四二年六月に科学者たちは原子爆弾の開発が可能である、とローズヴェルト大統領に報告しました。これを受けて、ローズヴェルト大統領は原爆を開発するといふ決定を下し、アメリカによる原爆開発計画（通称「マンハッタン計画」）をアメリカ陸軍が中心となって進め始めます。

ローズヴェルト大統領とイギリスのチャーチル首相は、原爆開発をアメリカとイギリスの共同事業として進めることに合意します。実際には原爆の開発でイギリスが先行していましたが、ドイツとの戦争に直面していたイギリスは、本土がドイツ軍による爆撃にさらされ、原爆開発にあてる費用も不十分でした。そこでイギリスは、イギリス国内にいた科学者たちをアメリカに送り込んで「マンハッタン計画」に協力させるといふ態勢を取るこ  
とになります。そのイギリスから加わった科学者たちを率いたのが、先ほど触れました中性子の発見者であるチャドウィックでした。

「マンハッタン計画」が始まってから二年ほどが過ぎた一九四四年九月、ローズヴェルト大統領とチャーチル首相が、アメリカのニューヨーク州ハイドパークにあるローズヴェルト大統領が育った家で会談を持ちました。その時にチャーチルとローズヴェルトが合意した事項として書き記された文書が、「ハイドパーク覚書」として知られています (U.S. Department of State 1960: 1371)。そこには、第二次世界大戦が終わった後もイギリスとアメリカとの間での原子爆弾の共同開発、ならびに原子力の商業利用についての協力関係を続けていくことが記されています。

それらのほかに原爆の使用について、「原爆が利用可能になった時には、熟慮のあとで、

おそらくは日本人に対して使われることになるだろう」とも記していました。ただし、それが何を意味するのかということについて、実は研究者の間で見解が一致していません。この覚書は日本に対して原爆を使用することでローズヴェルト大統領とチャーチル首相が合意したことを示すものだ、とする解釈があります（荒井1985: 35-36）。しかし一九四四年九月の時点で、原爆開発の見通しは立ちつつありましたが、原爆を使うのかどうか、使うとすればどのように使うのかということにローズヴェルト大統領は明確に決定していません。この覚書は、原爆を日本人に対して使う可能性を示唆しているものの、その合意内容が意味するものはあいまいである、と私は考えます。

これまでにお話ししました一九三八年から四五年八月までの核兵器をめぐる第一期が、どういう特徴を持っていたのかということをもとめてみますと、次の二つになります。

一つは、核兵器を開発するという決定は、その時戦われていた第二次世界大戦の中で核兵器を使用する可能性を前提としていたものだったということです。もし核兵器の開発が可能であるとしても、一〇年か二〇年という長い時間が必要であるとその時の科学者たちが考えていたならば、それではいま戦われている戦争での利用に間に合いませんので、原爆開発を見送ることになった、と私は考えます。原爆をその時の戦争で使う可能性がある

から開発するのだという論理があったわけです。

二つ目の特徴は、核兵器を使用するという意図の表明がまったくなかったことです。それどころか、核兵器の存在、あるいは開発を進めているということすらも全て秘密として扱われていました。これが第二期以降の時代とは異なっている点でした。

## 2 核兵器をめぐる歴史の第二期（一九四五年八月から七〇年）

続きましては、核兵器をめぐる歴史の第二期です。原爆をアメリカが使用した一九四五年八月から七〇年までがこの第二期に該当します。この時期には、次の三つのことが新しい特徴として現れてきました。

一つ目が、相互確証破壊状況というものが出来上がっていったことです。そして、その出来上がった状況が、一九七〇年以後の第三期にかけて続いていくこととなります。二つ目が、核兵器不拡散条約体制の成立です。これが第二期に出来上がっていったって、第三期に存続していきます。そして三つ目が、国際危機や武力紛争が起こった際に、核兵器を使用する意図の表明が頻繁に行なわれたことでした。この特徴も第三期に引き続いて見られます。

## 核兵器軍備の拡大競争

第二期には、アメリカと当時のソビエト連邦との間で、核兵器の開発や核兵器軍備の拡大が、まるで競争しているかのように進められました。第二次世界大戦が終わり、アメリカが原爆を独占するという状態が四年間続いた後、一九四九年八月にソビエト連邦が原子爆弾の爆発実験に成功して、二つ目の核兵器保有国になります。その二カ月後の一〇月には、共産党が政権の座に着いた中華人民共和国（以下では中国と記す）が発足します。このような国際情勢の変化を受けて、アメリカは安全保障政策の見直しに着手し、その結果として水素爆弾の開発をトルーマン大統領が決定します。それは一九五〇年一月のことでした。

こうして、原子爆弾の開発から数年後の一九五〇年代に入りますと、原子爆弾よりもさらに大きな破壊力を持った水素爆弾の時代へと世界は移っていきます（原子爆弾が原子核の分裂によるエネルギー放出であるのに対して、水素爆弾は原子核の融合を伴うエネルギー放出です）。一九五〇年代に三つの国が水素爆弾の爆発実験に成功します。アメリカは一九五二年十一月、それに続いてソビエト連邦が一九五三年八月、そしてイギリスが一九五七年五月、それぞれ水素爆弾の爆発実験に成功します。イギリスは、一九五二年に原子爆弾の爆発実験に成功していましたから、原子爆弾の開発に成功した国がその順番と同じく水素爆弾の開発に

も成功したことになります。

一九五〇年代には、核兵器の爆発力が大きくなっただけでなく、長距離弾道ミサイルが核弾頭を運搬する手段の主役になっていきます。一九五七年にソビエト連邦が人類初の人工衛星であるスプートニク1号を打ち上げた時、その技術が長距離の弾道ミサイルを打ち上げる技術とほぼ同じものであることから、世界はいよいよ核弾頭を登載した長距離弾道ミサイルの時代へと入っていきました。

一九五〇年代から六〇年代にかけて、アメリカとソビエト連邦の両国は、相次いで戦略核兵器の三本柱を整備し、それを拡大していきました。戦略核兵器とは、大陸間のような長い距離を移動する運搬手段の利用によって相手国の本土を攻撃できる核兵器のことを言います。

その三本柱の一つ目は、核弾頭を積んだ地上発射の大陸間を飛行できる長距離の弾道ミサイルです。これを英語では略してICBMと呼んでいます。二つ目の柱は、同じく核弾頭を積んだ長距離の弾道ミサイルなのですが、地上からではなく潜水艦から発射するものです。潜水艦が海中に潜った状態のまま弾道ミサイルを発射して、相手国の本土を攻撃できる長距離弾道ミサイルです。そして三本目の柱が、長距離飛行して核爆弾を投下するこ

とができる戦略爆撃機（重爆撃機とも言いいます）です。これら三種類の運搬手段を使う核兵器を、まとめて戦略核兵器の三本柱と呼びます。

長距離弾道ミサイルなどの運搬手段の拡大にとどまらず、それらが運ぶ核弾頭や核爆弾の数も増加していきました。ストックホルム国際平和研究所の発表によれば、一九六五年から七〇年の間に、アメリカが保有していた戦略核兵器の運搬手段の合計数は一九七六から二一九九に増えた一方で、ソビエト連邦が保有していたその数は四一七から一八六二へと四倍以上に増加しました。戦略核兵器用の核弾頭あるいは核爆弾についてみると、一九六七年から七〇年の間に、アメリカの保有数が四五〇〇から四〇〇〇に減少した一方で、ソビエト連邦の保有数は一〇〇〇から一八〇〇へと増えたのでした（SIPRI 1974: 106-107）。

### 相互確証破壊状況の出現

このように、核弾頭や核爆弾の数の増加、そして、それらを運ぶ運搬手段の数的な増大や技術革新があった結果、一九六〇年代の終わりまでに、アメリカとソビエト連邦のどちらも、たとえ先制攻撃をかけたとしても相手を持つている核兵器戦力のすべてを破壊することはできず、先制攻撃を受けた側が破壊されずに残った核兵器戦力を使って報復攻撃を

することによって、先制攻撃をかけた側にとって受け入れられない規模の壊滅的な損害を与える能力を手にしたのでした。別のことばで言うとそのそれは、「相互確証破壊」の状況が現実のものとなったということでした。

受け入れられない規模の損害を与える能力とは、いったいどれくらいの大きさの損害を与える能力であると想定されていたのでしょうか。一九六三年十二月にアメリカのロバート・マクナマラ国防長官がリンドン・ジョンソン大統領宛に作成した覚書の草稿によれば、そのような能力とは、ソビエト連邦が先制攻撃をかけてきた後にアメリカが行なう核兵器による報復攻撃で、ソビエト連邦の人口の三〇%、産業力の五〇%および同国にある一五〇の都市を破壊する能力でした (U.S. Department of State 1996: 545-564)。

現実のものとなった相互確証破壊の状況を維持していくことに、アメリカもソビエト連邦も利益を見いだします。そのことが反映していたのが、一九七〇年代に両国に間で結ばれた三つの取り決めでした。

その一つが、一九七二年に結ばれた第一次戦略兵器制限協定で、それは「SALT I協定」とも呼ばれています。

その協定と一緒にアメリカとソビエト連邦の首脳が署名した取り決めが、対弾道弾迎撃

ミサイル制限条約、別名A B M制限条約と呼ばれるものです。これは、相手側が撃ってくる弾道ミサイルを迎撃するミサイルの配備に制限をお互いに設けた取り決めでした。相手が報復攻撃として発射する核弾頭付きの弾道ミサイルの迎撃をあまりしないことによつて相手が確実に報復できる状態をお互いに認めあえば、核兵器を使った先制攻撃をどちらもしなくなるでしょうという考えに、当時のアメリカもソビエト連邦も同意して、この条約に署名したわけです。

そして三つ目の取り決めが、一九七九年にアメリカとソビエト連邦の首脳が署名した第二次戦略兵器制限条約、別名「S A L T II条約」でした。ただし、一九七九年十二月に起こったソビエト連邦によるアフガニスタン侵略が主な原因となつて、アメリカ連邦議会がこの条約を批准することは（したがってこの条約が発効することも）ありませんでした。ともあれ、このようにアメリカとソビエト連邦は、一九七〇年代を通じて相互の確証破壊状況を維持することに合意していたわけです。

### 核兵器不拡散条約体制の成立

核兵器をめぐる歴史の第二期、一九四五年八月から七〇年までを特徴付ける二つ目のも

のは、核兵器不拡散条約体制が出来上がっていくことでした。その条約体制のもととなったのは核兵器不拡散条約でした。一九六八年七月に、アメリカ、イギリス、ソビエト連邦が共同で作成した条約文書に署名し、その条約を他国による署名のために開放しました。その後多くの国がそれに署名して、一九七〇年三月にこの条約は発効しました。いま世界にはおよそ二〇〇の国・地域がありますが、そのほとんどの一九一の国・地域がこの条約に加わっています（日本がこの条約に署名したのは一九七〇年二月、批准はその六年後のことでした）。核兵器不拡散条約は三つの目標を掲げています。第一に、核兵器を持つ国が増えることがないようにしようという核兵器の不拡散。それは言い換えると水平的拡散の防止です。第二に、原子力の商業利用あるいは平和利用をこの条約の締約国に保障することです。第三に、核兵器国による核兵器削減交渉への関与です。核兵器の削減を義務付けているわけではありませんが、「核兵器国」に核兵器を削減するための交渉を誠実に行なうという義務を課しています。

この条約は「核兵器国」を一九六七年一月一日以前に核兵器を保有した国と定義していて、具体的にはアメリカ、ソビエト連邦、イギリス、フランス、中国の五つの国だけがそれに該当します。

核兵器不拡散条約は、実はその内容に不平等なものを持っていません。その最たるものが、核兵器国以外は核兵器を保有できないというものです。核兵器不拡散条約の締約国になると、核兵器を開発したり、保有することはできません。他方で、核兵器国はすでに核兵器を持っていて、その核兵器の所有は認められているわけです。このような差別があるので、この条約に加盟している国々はその差別を受け入れて、この条約に加わっているわけです。

核兵器不拡散条約体制が生まれた背景にはいくつかの事情がありました。その一つが、一九六〇年代初めに核兵器保有国の数が今後増えていくのではないだろうかという懸念が高まったことでした。実際に、核兵器を持つ国は増えていきました。アメリカ、ソビエト連邦、イギリスに続いて、一九六〇年にはフランスが、一九六四年には中国が、それぞれ核兵器開発に成功します。さらにイスラエルも、正確なことは不明ですが、一九六七年頃に核兵器開発に成功したのではないかと推測されています。

核兵器不拡散条約体制が生まれることになったもう一つの背景は、アメリカとソビエト連邦の両国が共に、当時の西ドイツが独自の核兵器を保有することに対して懸念を持っていたことでした。アメリカは西ドイツが独自の核兵器を保有することに反対し、北大西洋

条約機構（NATO）という枠組みの中で西ドイツに核兵器への関与を与えつつ、しかしながら西ドイツが独自の核兵器を持つことがないようにするという道を模索していました。他方、ソビエト連邦は、どのようなかたちであれ西ドイツが核兵器に関与することや、西ドイツ国内に核兵器が配備されるということには反対してきました。

中国が一九六四年に核爆発実験をしたことを受けて、アメリカは核兵器不拡散政策を見直して、政策を転換しました。それは、西ドイツによる独自の核兵器の保有を防ぐだけではなく、世界規模での核兵器保有国の増加を防ぐという体制づくりを目指す方向へと政策転換を図るというものでした。

このような背景の下で、核兵器不拡散体制が作りだされ、出来上がっていったのでした。

### 核兵器を使用する意図の表明

核兵器をめぐる歴史の第二期、一九四五年八月から七〇年までの時期に特徴的であった三つ目の点は、国際危機や武力紛争に際して、核兵器を使用する意図を表明する核兵器保有国の指導者がいたことでした。核兵器を使用する意図が表明された事例をいくつか挙げ

ようと思います。

核兵器を使用する意図の表明には、暗示的・明示的という二つのパターンがあります。暗示的というのは、必ずしも言葉で明確に核兵器を使うと言うわけではなく、何らかの行動を取ることによってそのような意図を相手側に示そうとするものです。明示的な事例の場合であっても、核兵器を使うと明言することはせず、使えるあらゆる手段（暗に核兵器もそこに含めていることをにおわせて）を使うというように、ぼかしたかたちで核兵器を使用する意図を表明する場合があります。

まず最初に挙げますのは、一九四八年から四九年に起こった「ベルリン封鎖」という事件の時にアメリカが取った行動です。当時、東ドイツの域内にあったアメリカ、イギリス、フランスの占領地域がベルリンの西側の部分、西ベルリンという地域でした。その西ベルリンへの交通手段のほとんどをソビエト連邦が封鎖し、残るは航空路だけという状態にしてしまったのがこの事件でした。アメリカのハリー・トルーマン大統領は、この事件が起こったことをきっかけに、アメリカ本国からイギリスにあるアメリカの基地にB29長距離爆撃機を数十機移送させました。当時は原爆を運搬する手段として存在していたのは爆撃機だけでした。原爆を攻撃目標まで運搬する手段であるB29をアメリカ本国からイギリス

に公然と移送することによって、この危機がもし戦争になった場合にはアメリカは原爆を使うという姿勢をソビエト連邦に対して示したわけです。これは暗示的に核兵器を使用する意図を示した例となりました。

二つ目の例は朝鮮戦争の時です。朝鮮戦争が始まって半年ほど過ぎた一九五〇年一月終わりに、中国の義勇軍が朝鮮半島での戦闘に参加し、アメリカ軍をその中心とする国連軍が窮地に立たされました。そのような状況の時にアメリカのトルーマン大統領が、記者会見の席で状況に対応するためにアメリカが取る「必要な手段の中には我々がもつすべての兵器が含まれている」し、「核兵器の使用について積極的な検討が常にされてきた」と述べたのでした (*Public Papers of the Presidents: Truman, 1950*)。

三つ目の例は一九五六年に起こったスエズ戦争の時でした。フランス、イスラエルとともにエジプトを侵略したイギリスに対して、ソビエト連邦のニコライ・ブルガーニン首相が、次のように伝えました。ソビエト連邦は軍事力に訴えるかもしれない、あらゆる現代的で破壊的な兵器を持つイギリスよりも強力な国家が、ロケット技術を活用してイギリスを攻撃したとしたらイギリスはいったいどうなるのか、と (*Elder: 554*)。

続いて四つ目の例ですが、一九六二年一〇月に緊迫した危機を迎えた「キューバ・ミサ

イル危機」に際してアメリカのジョン・F・ケネディ大統領は、「キューバから発射されるミサイルが西半球にあるどこかの国に向けられた場合には、それを全ての手段を取って報復措置を取ることを必要とするソビエト連邦によるアメリカに対する攻撃であるとみなすことがこの国の政策である」と、ラジオとテレビの放送演説の中で述べて警告を發しました（Chang and Kornbluh 1992: 163）。「核兵器」とは言っていないませんが、「全ての手段」と言うことによつて核兵器を使う意思を表明したわけです。

最後に挙げるもう一つの例は、アメリカのリチャード・ニクソン大統領です。一九六九年一月に政権の座に着いた同大統領には、当時アメリカが戦っていたベトナム戦争を終結させるための方法として、強い態度を見せよう、しかも、アメリカの大統領は正気を失つていられない、と相手に思わせたいという希望があったようです。そういう目的から臨戦態勢の強化を行なつて、アメリカがまさにいま核兵器を用いる戦争に入ろうとしているのだと相手側に印象づけて屈服させよう、と意図したことがありました。言葉では何も言っていないませんが、このような行動を取ることによつて、核兵器を使用する意図がアメリカにあることを暗示的に示したのでした（Burr and Kimball 2015）。

このように、一九四五年八月から七〇年までの間に、何度も核兵器を使用する意図が表

明されました。

核兵器を保有している国が核兵器を使用する意図を表明するのは、核兵器に基づく抑止が機能するように、その信頼性を維持しようとする試みです。核兵器に基づく抑止というものが機能するためには、核兵器を持っている国が実際に使用できる核兵器を持ち、能力だけではなくて実際にその核兵器を使う意思も持っている、相手側に確信させなければなりません。

もし、そうできなければ相手側は、相手が持っている核兵器能力やそれを使用する意思は本気ではなく、所詮は張り子の虎である、と受け止める可能性がります。もし相手側がそう受け止めるならば、核兵器による抑止が働かないかもしれません。ですから、核兵器を使用する意図を表明することによって、本当に核兵器を使いますよ、この脅しが本物であると信じなさい、と核兵器に基づく抑止の効果が働くように相手に対して働きかけているのが、核兵器を使用する意図の表明です。

### 3 核兵器をめぐる歴史の第三期（一九七〇年から現在）

それでは続きまして、核兵器をめぐる歴史の第三期、一九七〇年から現在までについて

お話しようと思います。核兵器をめぐる歴史の第二期の三つの特徴が、第三期にも続いていきます。相互確証破壊状況はそのまま続いていきますし、核兵器不拡散条約体制も若干の変化はあるにしても、基本的にはそれが続いていきます。そして三つ目に、国際危機や武力紛争に際して、核兵器を使用する意図の表明もやはり行なわれます。

しばしば核兵器をめぐる歴史の転換点とされるのが、冷戦の終わりですが、冷戦の終結はこれらの三つの特徴に大きな変化を与えませんでした。

冷戦の終わりがもたらしたものの一つは、核兵器の数が大きく削減されたことでした。すでに冷戦が終わる直前から、アメリカとソビエト連邦が保有していた核兵器の削減、すなわち核兵器軍縮が始まります。その結果、配備されていないものを含めた核弾頭の数と、ミサイルや爆撃機などの運搬手段の数は、大きく減少していきました。

核兵器の削減という流れを象徴していたのが、冷戦の終わりごろにアメリカとソビエト連邦の間で結ばれた中距離核戦力（INF）全廃条約でした。それは、一九七〇年代末から八〇年代前半にかけて「ユーロ・ミサイル危機」を引き起こすもとなった中距離核ミサイルを全て撤去するという画期的な核軍縮でした。アメリカの首都ワシントンにあるスミソニアン航空宇宙博物館が、この条約に基づいてアメリカとソビエト連邦が廃棄した中距

離核ミサイルを展示しています。

その後、冷戦が完全に終わってソビエト連邦が消滅し、ロシアがそれに取って代わり、アメリカとロシアとの間で核兵器をさらに削減する取り決めが結ばれていきました。現在存在しているそのような取り決めの中の唯一のものが、二〇一二年にアメリカとロシアの首脳が調印した新戦略兵器削減条約、別名、新START条約と呼ばれるものです。

この条約は、両国がそれぞれ配備できる戦略核弾頭の実数ではなく、ある数式を当てはめて計算上の上限数を定めていて、それが一五五〇発です。そして、両国がそれぞれ配備できる運搬手段の上限数を七〇〇基（機）に制限しました。運搬手段は、陸上発射、あるいは潜水艦発射の長距離弾道ミサイルと、長距離爆撃機あるいは重爆撃機と呼ばれるものです。

冷戦のさなかには、アメリカとソビエト連邦を合わせて六万発以上の核弾頭（戦術核弾頭を含みます）を保有していましたから、核弾頭の数が大きく削減されていることは事実です。けれども、アメリカとロシアがそれぞれ保有できる一五五〇発の核弾頭のうちの多くを実際に両国間の戦争で使用するならば、両国のどちらも大規模な損害を受けるということに変化はありません。そういう意味では、相互確証破壊状況はまだ続いているわけです。

なお、この条約の有効期限が二〇二六年までいったん延長されましたが、二〇二三年二月にロシアは「この条約の履行を停止する」と発表しています。従って、今後この一五五〇発、運搬手段七〇〇基（機）というものを超えて、核軍備の増加が進むのではないかと危惧いたします。

一九七〇年に効力を持つようになった核兵器不拡散条約に基づく、核兵器の不拡散を目的とする体制も存続しており、その体制には一九七〇年以降に部分的に強化された点があります。同条約が効力を發揮してから二五年がたった一九九五年に核兵器不拡散条約の締約国が集まって、その条約を無期限に延長すると決定しました。その二年後の一九九七年には、「追加議定書」というものを定めて、国際原子力機関による放射性物質の管理を強化しました。ただし締約国には、その追加議定書を受け入れる義務はありません。

核兵器不拡散条約体制が強化された一方で、締約国の一つだった北朝鮮が核兵器不拡散条約から離脱し、核兵器を保有しました。同国は一九九三年と二〇〇三年にこの条約からの脱退を表明し、二〇〇六年には最初の核爆発実験を行なって核兵器保有国になりました。

すでにいくつかご紹介しました核兵器を使用する意図の表明も、核兵器をめぐる第三の時代である一九七〇年以降にも引き続き行なわれました。暗示的ではありましたが、一九

七三年の第四次中東戦争の際にアメリカが核戦力の臨戦態勢を強める行動をとることによって、当時のソビエト連邦に対してアメリカの意思をメッセージとして伝えました。そして、二〇二二年に始まったウクライナ戦争においてロシアのウラジーミル・プーチン大統領が、核兵器を含むあらゆる兵器を使う意図があることを表明しました（『朝日新聞』2022）。このプーチン大統領による核兵器使用への言及は、これまでにはしばしば起こってきたことの新しい例になります。

核兵器不拡散条約体制ができ、それが存続してきたにもかかわらず、その条約に加わっていない国の中から核兵器を保有する国が増えるという傾向が、残念ながら続いていきました。インドは一九七四年に最初の核爆発実験を行ないましたが、その後、核兵器の生産には着手しなかったようです。しかし、一九九八年にインドとして二度目の核爆発実験を実施し、その際に核兵器の保有を宣言しました。その直後にパキスタンが、同国として最初の核爆発実験を実施し、核兵器保有国になりました。そして、核兵器不拡散条約を離脱した北朝鮮が、二〇〇六年に核兵器保有国となりました。

## 核兵器の保有や使用をめぐる新しい動き

その一方で、実は核兵器をいったん持っていたけれども、それを廃棄したという国が現れました。それが南アフリカでした。南アフリカは一九九三年に、かつて核兵器を開発し保有していたけれどもそれを廃棄したことを発表して、大きな衝撃を世界に与えました。核兵器の使用や核兵器の保有について考え直すような新しい動きが一九九〇年代に現れ、それが新しい潮流となって現在に続いているということが言えるかと思えます。

そのような新しい動きの一つとして注目されたのが、一九九六年の核兵器の使用に関する国際司法裁判所の勧告的意見でした。核兵器に反対する立場を取っていたNGOなどが中心となって、核兵器の使用が国際法上合法であるのかどうかという判断を国際司法裁判所に仰ぐという行動を取った結果生まれたのがこの勧告的意見でした。

この勧告的意見は、核兵器の使用が国際法上全面的に違法であると結論を出したわけではありませんでした。なぜならば、自衛の場合の使用が合法か違法かは判断できないという意見を付けたからです。しかしながら、ほぼ自衛の場合を除けば、核兵器の使用が国際法上は合法的ではない、違法であるということになったわけです。

このような国際司法裁判所の勧告的意見を引き出したということ自体が、新しい動きで

あったと言えるでしょう。一九九〇年代以降に見られるようになった新しい潮流を結実させたのが、核兵器の禁止に関する条約、いわゆる核兵器禁止条約（TPNW）でした。二〇一七年に採択され、二〇二一年一月にこの条約を批准した国の数が五〇カ国に達し、核兵器禁止条約は発効しました。核兵器の存在に異議を唱えるNGOや国々の意思をこの条約は反映しています。

#### 4 「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」（二〇二三年五月）

核兵器禁止条約が体现している新しい潮流がある一方で、古くからある流れも続いています。その流れの一つが核兵器に基づく抑止に対する支持です。二〇二三年五月に広島市で開かれたG7首脳会議の際にG7の首脳が発表した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」は、その一例でした。なぜならば、同文書が次のように述べていたからでした。

われわれの安全保障政策は、核兵器はそれが存在する限りにおいて、防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、並びに戦争及び威圧を防止すべきとの理解に基づいている。

広島に集まったG7諸国の首脳たちはこのように述べて、核兵器に基づく抑止の考えを支持する立場を表明したのでした。

核兵器に基づく抑止の考えが前提として、核兵器を使用する目的が防衛のためであるとしても、抑止をしようとする側が核兵器を使用する意思をそもそも持っているということ。そのような核兵器の使用を肯定する考えは、核兵器禁止条約が表している考えとは対極にあるものです。

さて、ここまでこの講義は、寄り道をいくつかしたところもありますが、原子爆弾の開発を目指した「マンハッタン計画」から現在までに至るおよそ八〇年間の、核兵器をめぐる国際関係の歴史を振り返ってみました。二〇二二年にウクライナ戦争を開始した国の指導者が、核兵器を使用する可能性があることを表明したことの歴史的な意味は何であると、受講された皆さんは考えるでしょうか。その問いに対する答えがこの講義の中にあつたことを願って、私の講義を終えたいと思います。

### 《参考文献》

『朝日新聞』二〇二二年九月二十九日（「広島県発行版」朝刊）

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」(二〇一三) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100506513.pdf> 二〇一四年三月五日閲覧)

荒井信一(一九八五)『原爆投下への道』東京大学出版会

ローズ、リチャード(一九九五)神沼二真・渋谷泰一訳『原子爆弾の誕生』上・下、紀伊国屋書店

*Public Papers of the Presidents: Truman, 1950* (<https://www.trumanlibrary.gov/library/public-papers/295/presidents-news-conference> last visited, January 30, 2024)

Burr, William, and Jeffrey P. Kimball (2015). *Nixon's Nuclear Specter: The Secret Alert of 1969, Madman Diplomacy and the Vietnam War*. Lawrence: The University Press of Kansas.

Chang, Laurence, and Peter Kornbluh (eds.) (1992). *The Cuban Missile Crisis, 1962*. New York: The New Press.

Eden, Anthony (1960). *The Memoirs of Sir Anthony Eden: Full Circle*. London: Cassell.

Farmelo, Graham (2013). *Churchill's Bomb: How the United States Overtook Britain in the First Nuclear Arms Race*. New York: Basic Books.

Gowing, Margaret (1964). *Britain and Atomic Energy, 1939-1945*. London: Macmillan.

Jervis, Robert (1989). *The Meaning of the Nuclear Revolution: Statecraft and the Prospect of Armageddon*, Ithaca: Cornell University Press.

Paul, T. V. (2000). *Power versus Prudence: Why Nations Forgo Nuclear Weapons*. Montreal & Kingston: McGill-Queen's University Press.

- SIPRI (1974), *SIPRI Yearbook 1974: World Armaments and Disarmament*, London: Taylor & Francis Ltd.
- U.S. Department of State (1960), *Foreign Relations of the United States: Conference at Berlin (Potsdam)*, 1945, Vol. II, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.
- U.S. Department of State (1996), *Foreign Relations of the United States: 1961-1963, Vol. VIII; National Security Policy*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.

### 《より深く知るために》

- 岩間陽子 (二〇二一) 『核の一九六八年体制と西ドイツ』有斐閣
- 山田康博 (二〇一七) 『原爆投下をめぐるアメリカ政治——開発から使用までの内政・外交分析』法律文化社
- ローズ、リチャード (二〇〇一) 小沢千重子・神沼二真訳 『原爆から水爆へ——東西冷戦の知られざる内幕』上・下、紀伊国屋書店
- Kaplan, Fred (2020), *The Bomb: Presidents, Generals, and the Secret History of Nuclear War*, New York: Simon & Schuster.